

指標 16.3.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.3.1 過去 12 か月間に、(a)身体的暴力、(b)心理的暴力及び/又は(c)性的暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合

ターゲット 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

定義及び根拠

○ 定義

これまでに暴行又は脅迫の被害に遭った者のうち被害者本人又は誰かが捜査機関に被害を届け出た者の割合及び性的な被害に遭った者のうち被害者本人又は誰かが捜査機関に被害を届け出た者の割合

○ 概念

「暴行又は脅迫の被害」：犯罪被害実態（暗数）調査問 18 で「暴行の被害」と題して調査対象とした犯罪被害のこと。

「性的な被害」：同調査問 19 で「性的な被害」と題して調査対象とした犯罪被害のこと。

○ 根拠及び解釈

犯罪被害実態（暗数）調査は全国から無作為抽出により選んだ 16 歳以上の男女を調査対象としていること、また、対象とした暴力被害に遭った者のうち捜査機関に被害を届け出た割合が高いことは、ターゲットの達成に大きく影響するものであると考えられることから、本指標はターゲットの測定に適していると言える。

データソース及び収集方法

犯罪被害実態（暗数）調査：平成 24 年、31 年に調査実施

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

・「あなたは、自宅又はその他の場所で、本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか。性的暴力は含めないでください。」という趣旨の質問に対して「ある」と回答し、かつ、一番最近の被害を対象とし

た「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」という質問に対し、「はい」と回答したもの

・「あなたは性的な被害に遭われたことがありますか。職場での性的な嫌がらせや家庭内における性的暴行も含めて考えてください。ただし、言葉による性的な嫌がらせは含めません。」という趣旨の質問に対して「ある」と回答し、かつ、一番最近の被害を対象とした「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」という質問に対し、「はい」と回答したもの

○ コメントと限界

犯罪被害実態（暗数）調査は、全国から無作為抽出により選んだ16歳以上の男女を調査対象として郵送調査を実施した結果、その一定数から回答が得られたものである。

上記「概念」に記載した問18について、同調査で同問より前に質問した犯罪被害（自転車盗、バイク盗、自動車盗、車上盗、自動車損壊、不法侵入、不法侵入未遂、強盗等及び個人に対する窃盗）において暴行・脅迫があった場合、その暴行・脅迫は含まれていない。

上記「概念」に記載した問19には、痴漢やセクハラなどが含まれているところ、性的な被害の種類を明らかにする分析はしていない。

上記「概念」に記載した問18及び19について、被害に遭った時期別に見た捜査機関への届出の有無に関する分析はしていない。

データの詳細集計

なし

参考

- ・法務省ウェブサイト（犯罪被害実態（暗数）調査）

https://www.moj.go.jp/housouken/housou_housou34.html

- ・政府統計の総合窓口（e-stat）（犯罪被害実態（暗数）調査）

<https://www.e-stat.go.jp/statistics/00250013>

データ提供府省

法務省法務総合研究所

関連政策府省

警察庁、法務省

担当国際機関

国連薬物・犯罪事務所 (UNODC)